

第1回 伊賀市子ども・子育て会議議事概要

会議名：令和5年度 第1回伊賀市子ども・子育て会議

日時：令和5年8月23日（水）午後2時～3時38分

場所：伊賀市役所 本庁舎5階 会議室501

出席者：中井委員、米野委員、窪田委員、前川委員、高本委員、山本委員、
三井委員、平野委員、上堀委員、渡邊委員、谷口委員、林崎委員、
福永委員、佐治委員、松田委員、坂井委員、山本委員、富田委員 計18名

傍聴者：1名

<開会>

事務局：皆さんこんにちは。座ったまま失礼致します。ただいまから令和5年度第1回伊賀市子ども・子育て会議を開催致します。私、本日の司会を務めさせていただきます、こども未来課の岡澤でございます。どうぞよろしくお願い致します。

本日は、第2期伊賀市子ども・子育て支援事業計画令和4年度事業進捗状況について、委員の皆様にご協議いただく事を議題として、本年度第1回目の会議を開催させていただきました。

はじめに、出席者数の確認をしたいと思います。本日の会議ですが、全委員18名のうち、17名の委員がご出席いただき、伊賀市子ども・子育て会議条例第6条第2項に定める出席者が委員の半数を超えておりますので、会議は成立しています事をご報告申し上げます。

この委員会は、伊賀市情報公開条例に基づき、会議の公開を行う事と、審議会等の会議の公開に関する要綱に基づき、会議録を作成し市民に公開するため、録音をさせていただきますのでご了承賜りたいと思います。本日は、ご意見ご質問の時間を含めまして90分、午後3時30分までを想定しておりますのでよろしくお願い致します。

それでは、会議に先立ちまして谷口健康福祉部長からご挨拶させていただきます。

事務局：皆さんこんにちは。健康福祉部長の谷口でございます。どうぞよろしくお願い致します。また今日は、皆様方お忙しい中お集まりいただきまして、誠にありがとうございます。

伊賀市におきましてはすべての子どもが健やかに、誇りをもって成長する事が出来るまち伊賀市を基本理念に掲げまして、令和2年から令和6年度までを計画期間とした第2期伊賀市子ども・子育て支援事業計画、これを策定してございます。昨年度におきましては、その中間年度という事で、昨今の現状や課題を鑑みまして、量の見込みと確保方策の見直しを行ったところでございます。

今年の4月にはこども基本法が施行し、そしてこども政策を強力に推進していくための新たな司令塔として、国の方ではこども家庭庁、これが創設をされてございます。今後、こども大綱策定やこども未来戦略等の国の動向、こういったものを注視しながら、現場のニーズを踏まえた新たな取り組み、これを検討していく必要がございます。

今回の会議におきましては、第2期伊賀市子ども・子育て支援事業計画令和4年度の進捗状況に

つきまして、委員の皆様からご意見を頂戴を致したいという風に考えてございます。そういったご意見をいただきながら、今後の対応につきましても進めて参りたいと考えておるところでございます。皆様におかれましては、活発なご議論を賜りますようお願い申し上げます、挨拶とさせていただきます。本日はどうぞよろしくお願い致します。

事務局:ありがとうございました。つきまして、選出団体の委員改選により令和5年4月1日からご就任いただきました委員の皆さまをご紹介します。別紙参考資料、伊賀市子ども・子育て会議委員名簿をご覧ください。

鞆田自治協議会から、中井 利晴(ナカイ トシハル)様、
公立保育所保護者として希望ヶ丘保育園保護者会から、高本 由希(タカモト ユキ)様、
白鳳幼稚園保護者会から、上堀 佳寿美(ウエホリ カズミ)様、
伊賀市PTA連合会として柘植小学校から、谷口 奈美(タニグチ ナミ)様でございます。

また、前回の会議から引き続き在任いただいております、

阿波地域住民自治協議会から、米野 雅子(コメノ マサコ)様、
伊賀市民生委員児童委員連合会から、窪田 朱子(クボタ シュウコ)様、
同じく伊賀市民生委員児童委員連合会から、前川 加世子(マエガワ カヨコ)様、
私立保育園保護者として睦保育園保護者会から、山本 倫子(ヤマモト トモコ)様、
伊賀市保育所連絡協議会として長田保育園から、三井 昌美(ミツイ マサミ)様、
桃青の丘幼稚園PTAから、平野 麻衣(ヒラノ マイ)様、
認定こども園青山よさみ幼稚園から、渡邊 弓美(ワタナベ ユミ)様、
伊賀市校長会として友生小学校から林崎 勉(ハヤシザキ ツトム)様、
伊賀市社会福祉協議会から、福永 悦子(フクナガ エツコ)様、
上野商工会議所から、佐治 篤史(サジ アツシ)様、
伊賀市商工会から、松田 美紀(マツダ ミキ)様、
公募委員、坂井 真緒(サカイ マオ)様、
同じく公募委員、山本 いずみ(ヤマモト イズミ)様、
三重大学教授、富田 昌平(トミタ ショウヘイ)様でございます。

ありがとうございます。それでは、資料の確認についてお願いしたいと思います。

先にお届けしております資料ですが、

事項書

資料 1 こどもファースト!伊賀流未来応援の術

資料 2 こども家庭センターについて、こども家庭庁関連予算の基本姿勢

資料 3 第2期伊賀市子ども・子育て支援事業計画令和4年度事業進捗状況調書

資料 4 評価一覧表

- 参考 伊賀市子ども・子育て会議委員名簿
- 参考 第2期伊賀市子ども・子育て支援事業計画(中間見直し)
- 参考 こどもと社会の未来を創るワークショップ
- 参考 伊賀市子ども・子育て会議条例

以上でございます。それと、第2期伊賀市子ども・子育て支援事業計画の本冊子をお持ちでない方は予備がございますので、またおっしゃっていただいたら配布させていただきます。よろしいでしょうか。不足はございませんでしょうか。

続きまして、お手元の第2期伊賀市子ども・子育て支援事業計画につきましては、83ページから量の見込みと確保方策の見直しを行っております。詳しくは別紙の参考資料、第2期伊賀市子ども・子育て支援事業計画(中間見直し)をご覧くださいと思います。以降の議事進行につきましては、※※委員長よろしくお願い致します。

委員長:はい、失礼致します。今回新たに就任された方もおられますので、この会議の役割についてご説明致します。この会議は、こども子育て支援に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために、子ども・子育て支援法第72条第1項の規定により、市長の附属機関として設置をしているところでございます。

それでは議題に移らせていただきます。事項書の方をご確認ください。事項書2つめ、報告事項(1)こどもファースト!伊賀流未来応援の術につきまして事務局からご説明をお願い致します。

事務局:それではまず保険年金課長の方からご説明申し上げます。

事務局:保険年金課長の前田です。どうぞよろしくお願い致します。失礼して座らせていただきます。

広報の記事をご覧くださいと思います。医療費助成対象者を拡大という記事でございます。我が国における少子高齢化の進行背景に医療費給付の側面から子育てを支援するため、伊賀市では福祉医療費助成事業のこども医療費助成において、この9月の福祉医療費受給資格更新時から助成対象者および窓口無料化の拡大を実施します。

こども医療費助成では、今まで医療機関などを受診した場合に、未就学児には医療機関の窓口で一部負担金を支払わなくてよい、窓口無料化の方法により、また小中学生には一旦窓口で支払った一部負担金を後日償還する方法により、それぞれ医療費の無料化を実施してきました。9月からは、受給資格認定時の所得制限を撤廃し、0歳から中学生終了までのこどもを助成の対象とするとともに、三重県の医療機関などを受診した場合の窓口無料化を実施します。

広報の記事の表をご覧ください。現在の助成の方法と令和5年9月からどのような助成の方法になるかというのを比較して、掲載をさせていただいております。先程少しお話をさせていただきましたように未就学児につきましては、保護者の方の所得制限もなく、また窓口でのお支払いもありませんでした。ただ、小学生中学生につきましては、保護者の方の所得制限があり、そして窓口でのお支払いもありました。それが9月から未就学児、小学生、中学生共に希望者の方の所得制限がなく、そして三

重県内の医療機関につきましては窓口でのお支払いがないという事で、助成の拡大をさせていただくという事になっております。もう9月から更新させていただくという事で、またまもなく新しい助成対象の方にもこの受給資格者証を発送させていただく事になっております。以上でございます。

事務局:続きまして学校教育課からお願い致します。

事務局:学校教育課の茶本でございます。よろしく申し上げます。座って失礼致します。学校教育課の方からは、給食費の無償化という事でご紹介の方させていただきます。

資料の方をご覧ください。令和5年度4月から食育を推進する事を目的に市立小中学校での学校給食費を無償化としました。伊賀市では、これまで令和2年の6月から12月にコロナ禍での家計支援としてですね、市立小中学校に通う児童生徒のいる家庭を対象に無償化の方を実施して参りました。また、令和5年1月から3月ですが、こちらについては物価高騰にかかる支援という事で市内在住の小中学校に通う児童生徒がいる家庭を対象にですね、給食費の無償化を実施させていただきました。この市内在住というのは、県立学校であったり、私立学校を含むというような事でございます。この4月からはですね、食育の推進を目的として市立小中学校での学校給食費での無償化を実施しております。この事により、学校と家庭が連携して食育を推進し、給食費が無償になった分を家庭での豊かな食生活に活用していただくようご家庭にも協力をお願いしている次第です。

資料の方にこのようなリーフレットの写真があるんですけども、こちらの方ですね、保護者のご家庭の方にも配布させていただいて市のホームページ、教育委員会でのホームページの方からでもダウンロード出来るんですけど、こんな風に見開きになっておりまして、こちらの方にですね栄養のバランスの方を考えてですね、朝食の方を取っていただくと、学力や学習習慣、あるいは体力、そういったものに関係してですね、良い結果が出ているというようなデータを見させていただいたり、小学校中学校ではですね、毎年全国学力学習状況調査というのが、テストですとか、学習環境に関わる調査の方、小学校6年生、それから中学校3年生を対象に、全国のお子さんにさせていただいているんですけども、その結果を見ますとですね、朝食を食べていない子が増加傾向にあるというようなデータが出ています。中学校では10人に1人のお子さんがですね、朝食を取っていないというような状況です。学校と協力してですね、教育委員会の方でも調査をさせていただきましたら、朝食を取っているお子さんでも何かこう一品、パンを取っていたり、中にはですね、お菓子を食べたとか、アイスクリームを食べたというような回答もありまして、この機にリーフレット方には、朝ごはんをパワーアップさせようという風な事でキャンペーンを張りまして、何も食べていないようでしたら1品何か用意していただけたら、おにぎり、パン、ヨーグルト、バナナそういった物をぜひ用意していただきたい。普段食べている方についてはもう1品、2品に増やすような協力をしていただけないか。さらに進んで、主食、主菜、副菜というようなバランスを考えた朝食を提供していただけないでしょうかという風な事で、ご家庭と協力をしながら進めています。

また学校の方ではですね、それぞれの授業ですとかあるいは給食時間を利用してですね、食育がどの学校でも行われるように特に栄養教諭が配置されている学校からは、配置されていない学校へ栄養教諭を派遣したりしてですね、食育に関して進めて行くという事をさせていただいています。

伊賀スマイル給食というのがこちら農林振興課の事業になるんですけども、学校教育課と連携して取り組んでおります。毎月の給食のですね、中に伊賀スマイル給食という風な日を設けまして伊賀の特産品を入れていくと、伊賀産の食材を入れていくと、普段から地産地消でですね、地域の食材を使った物をという事で力を入れてやっているんですけども、この日については、特別な予算が出るので、ちょっとこういう良い物を、美味しくて良い物を食べる日という事で、ちょっと手元にですね、9月の献立表、こういうのを学校で配るんですが、9月の伊賀スマイル給食は21日に伊賀牛を使った伊賀牛が出たりですね、それから13日には白鳳梨がデザートに出るという事で、こういった事で地域ですね、食材を使った食育の方にも力を入れているという風な事業でございます。以上です。

事務局：はい、ありがとうございます。続きまして健康推進課の方からお願い致します。

事務局：健康推進課の太田でございます。健康推進課からは不妊治療費の助成制度の拡充についてという事で説明させていただきます。座って失礼致します。

不妊治療につきましては令和4年の4月から保険適用という事になりました。以前は全て自費での治療という事で大変あの経済的な負担が大きい治療でございました。ただですねその去年の4月から保険適用になりましたが、保険適用という事は3割の自己負担が発生するという事になってきます。それで、それ以前はですね、治療にはある程度、県の方、それから市の方から助成をさせていただいておまして、そんな関係でどうかすると3割負担になったがために、治療費の自己負担分が増えてしまったという事例があるっていう事が分かって参りました。それであの昨年1年間そこらへんを検証しまして、本年度5年の4月からなんですけれども、不妊治療をされた方について、1回5万円。1子につき6回までという制度を設けさせていただきました。この制度につきましては、特に所得制限もございません。特定不妊治療、それから一般の不妊治療含めまして、全ての不妊治療で1回につき自己負担5万円までを補助させていただくという新しい制度でございます。三重県内では、四日市さんがこのような助成をされてますけれども、県内では2番目かなと思っております。それで実際に、4月から始めまして4、5、6、7月の4ヶ月でだいたい50件を超える申請をいただいております。8月21日現在も60件を超えてきておりますので、あの1年間で相当数の申請をいただく事になるのかなあと思っております。この不妊治療費に市の方で助成の拡大というのをなぜかと考えた時に、実は以前に補助の申請をされた方がどれぐらい母子手帳発行、妊娠に結びついたかっていうようなデータを取りましたところ、多い時ですと6割ぐらいの方に母子手帳を発行しているという事実が分かって参りました。ですので、やはり少子化対策というところで、やはりあのお子様を望まれているご家庭、ご夫婦に治療によって妊娠、出産に結びつけていただくというところ、やはり、少子化対策、一つ大きな対策があるという考えのもとで、伊賀市としましてこの不妊治療費の助成拡大という所、取り組んでいるところでございます。一年間新しくさせていただいておりますので、その状況をまた踏まえて検証もしていきたいなと思っております。以上です。

委員長：はい、ありがとうございました。ただいまのこどもファースト!伊賀流未来応援の術につきましては、こちら報告事項でございますけれども、ご意見ご質問等ございませんでしょうか。よろしいでしょ

うか。はい、ありがとうございます。それでは、続いて事項書2(2)、こども家庭庁の動向につきまして、事務局からご説明をお願い致します。

事務局: はい、失礼致します。それでは、資料2と致しまして、2枚をご用意させていただいております。どちらかが先になってるか分からないんですけども、こども家庭庁関連予算の基本姿勢という方があると思いますので、そちらをご覧ください。

先程部長が言いましたように、こども家庭庁が今年の4月に発足致しました。こどもの最善の利益を第一として、こどもの視点に立った当事者目線の政策を強力に進めて行く事を目指した政府の機関でございます。こども真ん中社会の実現を最重要コンセプトとして挙げています。年齢や制度の壁を克服した切れ目のない包括的支援のイメージです。

5歳までの乳幼児期には、子育て支援、未就園児を含む地域子育て支援拠点やファミリーサポートセンターなどの充実、新規事業として伴走型の支援、定期預かりモデル事業などが挙げられています。また、認定こども園の補助金の一元化や就学前のこどもの育ち指針の策定などが新規事業となっております。

6歳からの学齢期では、いじめや不登校の防止対策の体制構築の推進やこどもの居場所づくり支援のモデル事業が挙がっております。こども全体としては、こどもの安全、事故防止、災害共済の給付、性被害の防止に取り組む事、困難な状況にあるこどもの支援、こどもの意見聴取と政策の反映を目指しております。現在、こども未来戦略方針案が示され、様々な未来戦略の策定に向けて取り組みを進めておりますが、骨子が示され、具体的な方針や取り組みの方法などが未だに示されておきませんので、具体的な部分を早く提示してもらえよう、各機関を通じて国に要望しているところでございます。

続きまして、もう一枚の方のこども家庭センターについてという方をご覧ください。改正児童福祉法によりまして、地区町村においてこども家庭総合支援拠点、児童福祉、これはうちのこども未来課の中にございます。と、子育て世代包括支援センター母子保健、これは健康推進課の方にございますが、の設立の意義や機能は維持した上で組織を見直し、すべての妊産婦、子育て世帯を一体的に相談支援を行う機能を有する機関、こども家庭センターの設置に努める事としたという事でございます。昨今ですね、虐待による死亡事例でありますとか、悲惨な事件を未然に防ごうとするための機能を充実する事を主な目的としております。こども家庭センターは、これまでこども家庭総合支援拠点や子育て世代包括支援センターにおいて実施している相談支援等の取り組みに加え、新たに婚姻届から妊産婦支援、子育てやこどもに関する相談を受けて、支援をつなぐためのマネジメント、サポートプランの作成や民間団体と連携しながら、多様な家庭環境等に関する支援体制の充実、評価を測るための地域資源の開拓を担う事で、さらなる支援の充実、評価を測るものでございます、当伊賀市におきましても関連各課が協議を重ねておきまして、出来れば来年の4月の設置に向けて対応しているところでございます。以上でございます。

委員長: はい、ありがとうございました。こども家庭庁の動向につきましてご説明いただきました。こちら報告事項でございますけれども、ご意見やご質問等ございませうでしょうか。よろしいでしょうか。はい、

では特にないようですので次に進ませていただきます。続いて事項書3、議題に移らせていただきます。1番、第2期伊賀市子ども・子育て支援事業計画令和4年度事業進捗状況につきまして事務局からご説明をお願い致します。

事務局: すいません。内容に入ります前にちょっと一つ飛ばしてしましまして申し訳ございません。この資料の先程見ていただいて説明させていただきました資料1のですね、1番最初の所にですね、こどもファースト!伊賀流未来応援の術の説明が抜けておりました。大変申し訳ございません。片面のやつですね、A4の方ですね、これを飛ばしてしまいました。すいません。妊娠、子育て期は、保健婦、助産師が寄り添って相談に乗りますという事で、妊娠届時に保健師がすいません、健康推進課の方から説明させていただきます。

事務局: すいません、失礼しました。今見ていただいております、こどもファースト!伊賀流未来応援の術という事で、この事業につきましては、妊娠期から出産、子育ての支援という事で保健師や助産師が相談に乗らせていただいているという従来からの事業ではございますけれども、国の方から子育て応援給付金という事で、今年の2月に急遽補正予算でついたという事業でございます。この事業につきましては、そこにもちょっと書かせていただいてある広報の記事なんですけれども、まずですね、出産応援ギフトという事で5万円相当、これは母子手帳、妊娠届が発行されて、母子手帳を出さしていただく時に5万円の給付をする。それから、こどもさんが生まれて出生届の後に、子育て応援ギフトという事で、また5万円相当のギフトを差し上げるという事業でございます。これにつきましては、経済的な支援、それからこのギフトの申請をしていただくというところで、そのタイミングでいろんな相談に乗らせていただく、子育てであったり、いろんな悩みの相談に乗らせていただく機会というところで、この事業が立ち上がってきたわけですね。その間の真ん中に書いてあります妊娠8ヶ月の時、この時には電話によるいかがですかというお伺い、それから相談に乗らせていただくというものもセットになっております。この3回の機会を設けまして、妊娠、出産、子育ての支援をしていくという仕組みになっております。伊賀市におきましては、以前から出産前、母子手帳を発行する時、それから以前は9ヶ月の時に保健師が電話させていただいて、いかがですかというような事でお話を伺っておりました。それから出産後には、こんにちは赤ちゃん訪問という事で全国訪問させていただくという風な形で事業を展開してきたんですけども、そこへこの国と事業を載せまして、今は5万円の給付という事です。これにつきましては、2月に始まったんですけども、昨年4月1日に出産された方からは対象になっておりまして、その方々にも併せて10万円をもらっていただいたという事で、その方々への給付はもう全て終わっております。以上でございます。すいませんでした。

事務局: すいません、前後致しまして大変申し訳ございません。それでは、第2期伊賀市子ども・子育て支援事業計画令和4年度の進捗状況につきましてうちの方から説明をさせていただきます。

事務局: こども未来課の岡本と申します。どうぞよろしくお願い致します。座って失礼させていただきます。まず資料3をめくっていただきまして、目次をご覧いただきたいと思います。それから、お手元の第2

期伊賀市子ども・子育て支援事業計画、この冊子も一緒に見ていただけたらと思います。この事業を見ていただきますと、48 ページからが第3章、目標実現のための施策となっております、様々な事業を掲載しております。このページからが資料3の目次のところの1、地域における子育て支援事業の充実、それから計画書の56ページからが資料3、目次の2、安心して子どもを生み育てられる子育て支援の体制づくり、そして計画の66ページからが目次の3、子どもの健全育成を推進するための体制づくり、計画書の81ページからが目次の4、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進となっております、これらの4つの項目に基づき、進捗管理を行っております。また、計画の83ページからが第4章、計画の目標値等となっております、これらの内容につきましては、資料3の49ページから記載しております。

資料3の初めに戻っていただきまして、1ページをご覧ください。左上から基本目標、基本施策、ページ数、ここでのページ数は、第2期計画のページ数に該当しております。それから、事業名、事業内容、また令和3年度の実績、令和4年度の計画値や実績値、それに伴う評価を計7段階で掲載しております。7段階の内訳につきましては、資料3の表紙に記載しております。AAが100%を超えての実施の事業、Aが100%実施の事業、Bが70%以上100%未満の実施の事業、Cが50%以上70%未満の実施の事業、Dは50%未満の実施の事業、Eは未実施の事業、それから-は、整理、指標化不可の事業となっており、機構改革により整理を行った公民館事業や体制の維持に努めるもので指標化出来ない小児救急医療などがこれに該当致します。それでは、1ページに戻っていただきまして、その他特記すべき事項があるものにつきましては一番右の備考欄に記載しております。続いて28ページをご覧ください。一番左の番号で135番、136番などのグレーの網掛けしている部分につきましては、再掲事業となっております。

続いて資料4をご覧ください。資料4は資料3の総括となっております。左には、各所属の事業数を記載しております。右の目標実現のための施策には、それぞれの事業の評価を集計した一覧を載せております。令和4年度の実績を上段に、令和3年度の実績を下段に記載しております。合計をご覧ください。令和4年度は、達成率50%未満であるD評価が11事業、事業を実施出来なかったE評価が6事業と、合わせて17の事業がD評価以下となっております。3年度はD評価が15事業、E評価が18事業と、合わせて33の事業がD評価以下となっておりますので、3年度と比較すると、減少したという結果となっております。一方で、4年度のAA評価は82事業となっております。3年度は74事業となっておりますので、増加したという結果となっております。

資料3の目次に戻っていただきまして、1から4の項目ごとに順調に伸びている事業やいくつかの特徴的な事業について説明をさせていただきます。それでは目次の1、地域における子育て支援対策事業の充実について説明させていただきます。

2ページをご覧ください。一番左の番号で7番の外国につながる外国のある保護者に対する相談体制の充実について説明させていただきます。これは、外国につながる外国のある保護者に対し、おたよりの翻訳や相談時の通訳、これを行う通訳者を配置する事業となっております。右の事業の効果・課題をご覧ください。これまでは、保育幼稚園課に1名みの配置となっておりますが、4年度より公立保育所1カ所へ新たに通訳者を配置致しました。そのため、保護者の方が相談したい時に安心して相談出来る体制となっております。

続いて7ページをご覧ください。38番、養育支援訪問事業について説明させていただきます。この事業は、こんにちは赤ちゃん訪問で継続支援が必要と思われる家庭をはじめ、虐待の疑われる家庭やハイリスク家庭へ保健師等による家庭訪問を実施する事業となっております。右の事業の効果・課題をご覧ください。妊産婦期から支援が必要な家庭を早期に訪問するなど、3年度に引き続き、継続的に支援を行う事が出来ております。以上が項目1、地域における子育て支援事業の充実の内容となっております。

委員長：はい、ありがとうございました。それでは、質疑に移らせていただきます。本日はですね、資料3の目次のところにあります1から4の項目があると思いますけれども、この項目ごとに事務局からご説明をいただいて、その後、この項目ごとにご意見やご質問を頂戴したいと思います。議事録作成の都合によりまして、一つのご意見ご質問に対して、一つの回答、こういう形で進めて参りたいと思いますので、ご協力をよろしくお願い致します。それでは、ただいまご説明いただきました資料3の1ページから9ページまでにあります項目1の地域における子育て支援事業の充実についてご意見やご質問等ございますでしょうか。はい、※※委員さんお願い致します。

委員：※※です。5ページの番号23の放課後児童健全育成事業の数値、評価、AAとなっているんですけども、これでちょっと確認したい事があるんですけども、保育園とかと同じやと思うんですけども、潜在的なニーズをここに落とし込んでの数値がちゃんと充足されてるよっていうものなのか、例えば学童保育の説明に行きました。その方針と合わないの辞めますみたいな形も実際聞いたりとかするんですけど、そういった場合ってその数値は本当は入りたいけども入れなかった、入りたくないって判断をされたって事で、数値に入らないかなあと思うんですけども、それも実は潜在的ニーズではないのかなあという風に思うんですけども、そういったところの数値としてAAっていう形で考えてらっしゃるという見解でよろしいですか。

委員長：事務局、ご説明をお願い致します。

事務局：失礼します。こども未来課の津田と申します。今回のAAになっている理由と致しましては、今回のこの調書の作りがですね、目標、計画に対する実績の数値という風な事で上がっておりますので、一旦は数字上だけでAAという風な事になってしまっております。ただ、放課後児童クラブの中で、いろんな課題がある、それこそ退所までは至ってはいませんが、いろんな言葉的に適切ではないかもしれませんが、クレームがあるだとか、ちょっと不満があるからとか怪我をするだとか、いろんな事起こっておりますので、そういった事には対応していきたいなと思っはいるんですけども、実際にこの市役所の方にここの児童クラブとちょっと方針が合わなくて辞めるとかっていう風な事っていうのは、具体的な話で挙がってくるという事が実はないものですから、あのそういったお声とかがあれば、次回の指定管理者の選定の時の参考にさせていただくとか、本当にこの方式で良いのかっていう風な事の検証にも繋げていく必要あるのかなあという風には思いますので、今回の調書と致しましては、数字だけで見てはおるんですけども、そういったご意見をお寄せいただけたら有難いなどは

思っております。

委員：ありがとうございます。

委員長：はい、ありがとうございました。では、※※委員さんお願いします。

委員：※※です。よろしくお願い致します。同じページの24番から26番の児童館事業の所なんですけども、そののしろなみ児童館の所が6503人ってなってるのは、一年間というか年度で利用された数が6503人なのかなという、356日で割ったら一日18人使ってる計算になるので、どのような形で出されてるのかなあという、他のまえがわ児童館も2682人とか、次の所も777人ってなってるのは、トータル1年間でこだけ来ていますっていう数なんですか。

事務局：すいません、失礼します。同和課の東構と申します。児童館の6503人っていうのは、延べの利用者数になります。あとは、まえがわ児童館、老川児童館についても同じ形になりますので。

委員：延長でちょっと聞きたいんですけど、何回か前の時に、この児童館事業について質問させてもらったんですけど、やっぱり一つの地域でこんなに使っているっていう現実があるんやったら、他の地域でもやっぱり必要じゃないかなっていう、今このこどもの第三の居場所っていうのをすごい言われている時にきてると思うので、あの前に質問させてもらってから、何か伊賀市としてその児童館事業をやっていくという話が進んだりはしていますか。

事務局：児童館の事業っていうのは、いわゆる他の地域でも児童館事業をやればというお話かなと思うんですけども、そのようなお話は他の所では聞いてはございません。今のところは、居場所づくりという中で、放課後児童クラブとかあれば、放課後こども教室とかと同じような位置づけになってくるかと思っておりますので、そちらの整合性とか全体的な部分も測りながら、ニーズ調査をしていく部分かなと思うんですけども、基本児童館は学校区単位ぐらいのこどもさんを対象にお話しさせていただいておりますので、はい。

委員：こども教室についての27番の所でも質問なんですけども、私柘植に住んでるんですけど、柘植にはこども教室が1つ今あります。私は去年の年末から、こどもの居場所づくりをするのに地域食堂を立ち上げたんですけども、既存があると、こども教室が今柘植には1つあるので、もう1つ私たちがこども教室を始めたいとなった場合は、やっぱり地域で1つしか無理な事業なんですかね、たぶん窓口で聞かせていただいたら、そこへ追加して予算は取ってもらえるっていう風には聞かせていただいたんですけども、そういう形になってくるんですか。

事務局：大変申し訳ございません。ちょっとです、生涯学習課の者が来ておりませんので、また返事を聞きまして※※さんの方にご連絡をさせていただきたいと思っております。はい。

委員:ありがとうございます。その時に、1つの今既存を増やしてもらってなる時に、そこにやっぱりお金がいて、自分たちで分けたりとかっていうのもあるかなと思ったり、おばちゃんたちが今始めてやってくれてるんですけども、そこに私たちのやりたい色が違ったりとか、いろんな問題も出てくると思うので、地域で1個しかダメっていう今の方針であるんだったら、さっきの児童館がこっちの役割っていうんだったら、歩いていける距離にある方がやっぱり良いので、そういうのをなんか狭い範囲でも出来るように柔軟になっていただけたら嬉しいかなと思います。ありがとうございます。

事務局:ありがとうございます。確認をさせていただきます。

事務局:すいません、健康福祉部の中岡と申します。※※委員さんの今の居場所づくりについてなんですけれども、先程この資料2のこども家庭庁の方針の中でも、これからこどもたちの居場所っていうのを放課後児童クラブやこども教室だけでは、こう既存の法律に決まったこういう規定の中で、こういう放課後児童クラブ、こども教室っていうのではなくって、もっと今※※さんがしていただいているような地域食堂であったりとか、もっと大きなこどもたちが寄れる居場所であったり、ハードルの低い居場所っていうのを作る必要があるという風な所も示されておりますので、児童館でもやるべき事はありますし、児童クラブやこども教室も充実はしていく必要あると思いますけれども、担当課と致しましては、そういった居場所づくりについて行政がするのか、NPOさんがされるのか、地域の皆さんがされるのか、色々こう主体はあると思いますけれども、そういった居場所づくりについて、必要な所にご要望があれば補助して作っていただけるような体制というのは、これから必要であると思っておりますので進めて行きたいと、今ちょっと計画も進めているところでございますので、また制度が決まりましたらお示ししていきたいなという風には思っております。

委員長:はい、ありがとうございました。その他、いかがでしょうか。はい、※※委員さん。

委員:35番のファミリーサポートセンターの所の質問というか、あったら良いなという願いなんですけれども、私一応ファミリーサポートの両方会員なんですけれども、なってみて思ったのが、やっぱり地域によってすごいばらつきがあって、私の柘植地区はそんなに利用者の人がいないという現状があります。で、預かる期間がないと次いざ預かるってなった時に、やっぱりちょっと不安な部分も、子育てをしているので不安な部分もあるんですけども、そういうなんか資格を持っているのに、使えていない人たちを使っていたら、言い方がなんかちょっとあれなんですけど、市の事業で集団託児の場に、そういう眠っている人をちょっと体験的に出していただけたら、今度またやる意欲を出すためのきっかけになるように、なんかこういう子育て支援で20人の託児があるけど、どうですかっていう声掛けとかがあったら、やっぱり私たちは取ったけど、使ってもらえないまま終わってしまうっていうのはちょっと残念かなと思うので。けど、自分でやっぱりそれを言っちゃうと、お金儲けなかなってなっちゃったりもあるので、なかなか自分でも声掛けにくい部分もあるので、そういうところで市の事業でなんか使っていただけるっていう場があったら嬉しいかなって思います。

委員長:はい、いかがでしょうか。

事務局:子育て支援室の加藤と申します。いつも※※委員さん、会員になっていただいてお世話になってるんですけども、あの今の言っていたように、ファミリーサポートセンターは、やっぱり利用料っていうのもかかりますので、依頼会員さん、子どもを見てほしいっていう方ですね、依頼会員さんもお金を払って、利用料が発生しますので、やはりその見ていただくのは、どうしても近くの方の提供会員さんについていうところでは基本はお願いしております。今も言っていたように確かに提供会員さんで会員はなってるけども、一度も見てくれてないとかいう方について、やっぱり小さい子どもを見るのは怖いっていう方も中にはいらっしゃいますので、ちょっとまだ公開していないんで9月以降に健康推進さんの方で、赤ちゃんを乳幼児の体験とかで、そういった形で来てくれてる事業ありますので、そこにちょっとお願いして、そこで赤ちゃんを慣れていただくような講習ではないですけども、そんな事業も考えて、またそういう赤ちゃんを提供会員さんで見えただくとか、そういう事もちょっと考えてはおりますので、はい。またその時来たたら、依頼とか色々な文とかを出させていただきますのでお願いします。

委員長:はい、ありがとうございました。その他いかがでしょうか。よろしいでしょうか。今後の子ども家庭庁をはじめとする国の動向を見据えながら、非常に前向きなご質問ご意見だったんじゃないかなという風に思います。ありがとうございました。それでは、次に進めたいと思います。次は項目2つめ、安心して子どもを産み育てられる子育て支援の体制づくりについてのご説明をお願い致します。

事務局:続いて12ページをご覧くださいと思います。64番の不妊に関する相談体制の整備について説明させていただきます。これは、三重県が行う補助金と所得に応じ市による助成を行う事業となっております。右の事業の効果・課題をご覧ください。令和4年度より制度が大きく変わり保険適用となり、保険適用外の先進医療と第2子以降につきましては、不妊治療の治療費助成を行っております。

続いて16ページをご覧ください。80番の子育て支援センターにおける食育・運動教室の実施について説明をさせていただきます。これは、子育て包括支援センター及び子育て支援センターにおきまして、食育に関する教室を実施し、からだそだてに取り組む事業となっております。右の事業の効果・課題をご覧ください。幼児期から食育の大切さを親子で楽しく学べる教室や体を動かす体操などを行い、年齢に応じた体づくりを行っております。4年度は指標である教室開催回数が89回となっております。以上が、項目2の安心して子どもを産み育てられる子育て支援の体制づくりの事業となっております。

委員長:はい、ありがとうございました。それではただいまご説明いただきました10ページから24ページまでです。安心して子どもを産み育てられる子育て支援の体制づくり、これについてご意見やご質問等ございましたらお願い致します。はい、※※委員さんお願い致します。

委員：番号73番の予防接種の所なんですけども、母子手帳に書かれている任意の予防接種があると思うんですけども、保護者の方によっては、受けさせないと決める方もいると思うんですけども、その時に担当の人とかと保健師さんとかとお話する時に、なんで打たないのとか、誰がその考えなんですとか、とかを言われるっていう話を聞いて、やっぱり親はこの子に打たせなくても必要ないと自分で判断されて打たないって選んでるのに誰の考えなんですとか、とかを聞かれて非常に嫌な思いをしている保護者の方がいるという話を聞いて、私はコロナのワクチンを打ってないんですけど、打たなくてもみんな自由でいいよと言ってもらえたけど、こどもに対する任意のワクチンって結構打たないって選ぶと、すごいなんかひどい親じゃないけど、なんで打たないんですかってすごい責められるというか聞かれるっていうのを聞くので、そのへんの方をもうちょっとあまり踏み込んでなんか突き詰めてこう聞いてくるっていうのを親御さんもうちょっとストレスになるのではないかなというのをちょっと思ったので言わせていただきました。

事務局：ありがとうございます。予防接種に関しては、委員さんおっしゃられるように義務ではなく努力義務というような形で定められているものです。ですので、最終的には続かないまま小さいお子さんでしたら、保護者の方のご判断という事にはなると思います。ただ、そのご判断のされる基準というか、された理由っていうのの中にね、もしかしてその予防接種についてのきちんとした説明であったりとか、効果であったりもちろん副反応もあるものですのでね、そういう事をきちんとご理解していただけてるのかというところは、保健師であったり助産師であったりがさせていただいた時には、しっかりと説明させていただいて、ある意味確認もさせていただくべきかなと思っております。その上で、ワクチンについてきちんとご理解いただいた上でご判断されているというところだと、もしかして嫌な思いをされた保護者の方も見えたのかも分かりませんが、ちょっと踏み込みすぎた部分もあるのかも分かりませんが、そこらへんのちょっと思いなり、ちょっと熱意なりというところがどのように受け止められたのかなって、聞かしていただいているんですが、ただし、きちんとしたそういう情報を提供していく事は、私たちはやっぱり義務でもありますので、そういう点ではご理解いただきたいなと思っております。

委員長：※※委員さんお願いします。

委員：はい、すいません。23ページの番号113の所の父親の子育ての参加を促す教室、講座、講演会等なんですけれども、私が知る限りでは単発で保育園とかでやってるのかなっていうイメージなんですけれども、四日市の方とかでは、連続的に4回5回でやってらっしゃったりとか、男性保育士会さんによるそういう男性保育をやってらっしゃる形があるんですけれども、保育幼稚園さんなので、保育園等々で別々にやってるものを市全体としてそういう風に講座立てして、そういった方々がなおかつ父親も家庭参加、保育参加するんだよっていう形でボランティアなり、そういった機会を作る場などを市として設けていく方向とかがないのかなっていう風に思ったんですが、いかがですか。

事務局：保育幼稚園課、若山です。よろしくお願ひ致します。あの今もって、保育園の方で今おっしゃ

ってくださいように単発的に父親の講演やってというのがなくて、市としてという所は、まだ計画されてないんですけども、今聞かせていただいた事も踏まえてまた今後検討していきたいと思います。

委員：ありがとうございます。

委員長：はい、ありがとうございました。その他いかがでしょうか。よろしいでしょうか。では、次に進めさせていただきます。では、項目3番目の説明をお願い致します。

事務局：27ページをご覧いただきたいと思います。127番の要観察児、保護者等を対象とした遊びの教室の開催について説明をさせていただきます。これは、1歳6ヶ月児、3歳児健診等で要経過観察となった母子等を対象に、継続支援の教室を開催する事業となっております。事業の効果・課題をご覧ください。4年度より新規事業として教室を立ち上げ、少人数のグループでの親子のふれあいを通じて、こどもの発達を促すとともに、保護者の不安軽減や関わりの方法の啓発に努める事が出来ております。また、心理相談員による個別の発達相談を実施致しまして、必要に応じ早期療養へつなげる事ができ、実施回数は目標を上回る18回となっております。

続いて31ページをご覧ください。149番の学習支援教室ささゆりについて説明をさせていただきます。これは、関係団体やボランティアと協働し、外国にルーツを持つ児童生徒に、日本語による教科学習支援を行う事業となっております。右の事業の効果・課題をご覧ください。対面授業だけでなくオンライン授業を導入する事によって、コロナ禍でも教室運営を安全に継続する事が出来ました。また、対面事業では検温、消毒、アクリル板設置等の対策を行い、感染予防に配慮致しました。教室開催回数は、45回となっております。以上が、項目3の子どもの健全育成を推進するための体制づくりの事業となっております。

委員長：はい、ありがとうございました。ただいま25ページから46ページまでの項目3、子どもの健全育成を推進するための体制づくりについてご説明いただきました。この件につきまして、ご意見やご質問等ございましたらお願い致します。結構ページ数も多いですけども、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。はい、ありがとうございます。それでは、次に進めて参ります。項目4番目のご説明をお願い致します。

事務局：続いて48ページをご覧ください。224番、男女共同参画センター情報紙きらきらを通じた意識啓発の推進について説明をさせていただきます。これは、年4回発行の男女共同参画センター情報紙きらきら等を通じ、家庭や子育てにおいて男女が共に参画する事の重要性、この理解を深める事業となっております。事業の効果・課題をご覧ください。この事業につきましては、令和元年11月に市民意識調査を実施しております。その調査で、伊賀市男女共同参画都市宣言、伊賀市男女共同参画推進条例の認知度が低かった事から、講座やイベントチラシの裏面、地下道掲示版に内容を記載するなど、さらなる周知に努めております。以上が、仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の推進に掲げる事業となっております。

委員長: はい、ありがとうございました。47ページと48ページの所にあります項目の4番目、仕事と生活の調和についてご説明いただきました。こちらについてご意見やご質問等ございましたらお願い致します。よろしいでしょうか。はい、ありがとうございます。それでは、次に進めさせていただきます。最後の計画の目標値等についてご説明をお願い致します。

事務局: 50ページをご覧ください。233番、放課後児童健全育成事業について説明をさせていただきます。これは、共働き家庭が増えるなか、労働等により昼間保護者がいない場合に、児童の健全育成を図るため、適切な遊びや生活の場を提供する事業となっております。事業の効果・課題をご覧ください。4年度は概ね希望する子どもが利用出来ており、さらに待機児童解消や未設置校区児童の利用につきましても検討を行っております。また、施設整備につきましても、学校施設等の活用を検討しております。4年度につきましては、低学年741人、高学年181人の利用がございました。以上が計画の目標値の内容となっております。

委員長: はい、ありがとうございました。それでは、ただいまの50ページから51ページの所ですね、計画の目標値等についてご意見やご質問等ございましたらお願い致します。

委員長: はい、※※委員さんお願いします。

委員: はい、ありがとうございます。51ページの所のファミリーサポートセンター一括で聞かせていただきたいんですけども、私も両方会員で入らせていただいているんですけども、私も地区的に青山という形で離れてるんですけども、提供会員さんの方もかなり高齢化が進んでいたりとか、免許を持っていないので、送迎人数多いはずなんですけれども、なかなか対応出来なかったりとか、そういった問題があるっていう部分で、もうちょっと若い世代っていうところの提供会員さんを増やすなり、依頼会員さんもちよっとの間隙間だったらいけるんだよっていうところをもうちょっとアピールしていただいて、両方会員になってもらえるような手立てってないのかなっていうのが一点と、あと有償ボランティアという形で、一時間あたり700円やったと思うんですけども、高齢の部分で、同じ有償ボランティアで一時間あたり110なんぼでいける事業があると思うんですけども、そういった形でもうちょっと両方の会員、両会員さんの支払う側の負担軽減、有償ボランティアをされている側の人の収入じゃないですけど、有償ボランティアではあるんですけども、こどもの命を扱うっていう部分で、精神的負担っていうのはかなり大きいものだと思うんです。そういった部分で、保障の部分をもうちょっと充足して差し上げる事は出来ないのかなっていう部分で、逆にそういう事があるからまた使おうよって思えるような広報の仕方とかも含めて今後ファサポどうしていくのかなっていうのを教えていただいていいですか。

事務局: 子育て支援室の加藤です。会員さんの増、増やしていくというか、そういったものは毎年ですね、いろんな形でPRはさせていただいております。ただ、なかなかやはりどうですかね、今も言ってい

ただいたように青山さんも結構提供会員は居てくれるんですけども、いろんな広報、いろんな全国的にも色々見てみますと、やっぱりロコミとかが結構効果があるという事を聞かせていただいておりますので、私、市の方としても個人的にロコミとかで子育て支援センター職員になっていただいたりとか、そういうのは、色々毎年いろんな事を考えて提供会員を増やす努力はしていきたいと思っております。その利用料の事なんですけども、現在ひとり親家庭の方や生活保護の受給者の方については2分の1補助っていうのがあるんですけども、あと1時間700円っていうのは、まだ全国的にもまだ700円なんですけども、今委員さんおっしゃっていただいたように今後またそのへんをどうしていくかは、県下の状況も色々見てですね、これからちょっとそのへんは調査していかなあかんっていうのは思っておりますので、まず県下の方とか、近隣の方、県外でもそうなんですけども、そのへんも調べて今後どうしていくかは、また考えていきたいと思っております。

委員：ありがとうございます。

委員長：はい、ありがとうございました。その他いかがでしょうか。よろしいでしょうか。ありがとうございました。では、第2期伊賀市子ども・子育て支援事業計画令和4年度事業進捗状況につきましては以上となりますけれども、改めて全体を通して何かご意見ご質問等ございましたらお願い致します。はい、※※委員さんお願い致します。

委員：すいません、私この会議2回目です。2月14日が1回目あって、その日に帰ったらちょうどその時の新聞を残してありまして、ちょうど子育て支援の記事やこの市町村に子育て独自策後押しっていう事で、予算化されるという事が載っていたので、その後この伊賀市はどんな風な形で表れるのかなあって思ったら、広報に載ってた先程の未来応援の術っていう所で、活かされているんだっていう風にして、自分の中で結びつく事が出来ました。そして、やはり拡充の最初の所にあった医療費助成も県内でも早くから近くの市町でもと言うと、おかしいですけども、同じ子育てをしながら伊賀市はまだこれが進んでない時期でしたので、ようやくこういう風に辿りついたっていう、やはり支援には経済的支援と人的支援があると思うんですけども、なかなかコロナ禍もあったりとか、先日もいろんな日用品も物価高になってますけれども、ベビー用品もだいぶ上がってるっていう表も目にするなかで、こういう医療費プラス現物とか、あるいは補助的なサポートをしていただけなのは有難いなという風に思っています。また、最初給食費の所に戻ってるんですけども、こういう風にしていただけの事で、最後に質問もあるんですけども、やっぱり自分の心と体の成長のために食事とか大事という事で、食育は学校の方でも早くからしていただいていると思うんですけども、さらに先程のお話では色々重点的に保護者も巻き込んでされているお話も伺ったので、もちろん今は全部いただく指導とかしていないというのは十分分かつつ、アレルギーの方もいらっしゃるりとか、食べたくても口にすることが出来ない子どもさんがいる中でもですが、もし給食のそういう指導とかの中で残食が少し減るとかという情報があれば、やっぱり自分の心身の発達のためにやっぱりいただける、また食育の中では生産者さんたちの想いとかにも触れてくれると思いますのでね、そういう特別いただけない子の事を含みつつ、もし残食や残飯の中で、そういう変化があるんだったら情報として教えていただきたいなとい

う風にも感じさせていただいています。

それから先日、私、時間に余裕が出来てきましたので、近くの市町でのそういう子育て支援事業のちょっとした講演会もあったわけです。その時に、先程から伊賀市でも父親の方の子育て、もちろんいろんなご家庭ありますけれども、そんな中で女性が育休取るっていうのもなかなか難しい時代を経て、男性も育休というか子育てに関われるっていう中で、あの大企業とか公務員とか取りやすいんだけど、中小企業だと、そんな男の人が休むなんて考えられないというのは、やはり中小企業だと人的な確保が出来ないという事で、やっぱり中小企業の方への経済的支援とか、あるいは大企業だとまだ少ない割にも少しずつ進んでいるのに、中小企業だと余計家庭内での子育てに対する格差が広がると思うんですね、なのでやっぱり、うまく言えませんが、子育て、つまり父親も関わるのは、やはり普段母親がしている事を自分も一緒になってするっていう事の意義を企業さんの大変さも分かるので、そういうお話を聞く機会もあったので、なんかそういう経済的な支援が出来るといいかなとか、あるいは私企業の募集要項をほとんど見る機会がないんですけど、やはりそういう企業さんと話をする時に、募集の時に子育ての支援っていうのはこんなですよっていうのを数値化して、なんかそういう選択肢に入るといいかなっていう風にも感じています。

あと、私自身は少子化の波のごく郡部の山奥に住んでいますので、保育所も閉鎖されて近くというか、徒歩では行けない所にそういう保育所、幼稚園問題はこの前の会議で出ましたが、保育所さえ歩いていけない。だからもう私たちの周りでは、小学校はスクールバス、保育園児も見かけない、ある意味ね。だから私たちもなんかやはり地域の宝として、少しでも若い世代の親御さんのサポートが出来たらいいなと考えているなかで、この会議にも参加させてもらっています。ですので、なんか皆さんからのノウハウみたいな、そんな難しい事は一般人として出来ませんが、所属している地域のまちづくりとか、生涯学習支援員さんとちょっとコラボしたり、そういう居場所、ただ居場所づくりするのも今本当に多様化してまして、なかなか私たちシニア世代とちょっと空いてるので、出来たらそういう人向けの提供会員さんとかじゃなくてその関わりたい人向けのこういうインクルーシブな視点も取り入れた勉強出来る機会も、もちろん学ぶ意欲があるんやったらいくらでもいけるかもしれないんですけど、やっぱり近場の人を誘ってそれって私たちの出来る事をやろうと思ったら、やっぱり近場で学ぶ機会をぜひ作っていただき、したいなと思ってんだけど一歩踏み込めない、やっぱり先程も命を預かる、やっぱり人様の大事な子どもさんを一緒に学習したり、遊んだり、スポーツしたりって考えててもやはりそういういろんな情報とかを知っておかないと取り組んでいけないので、ぜひそういった面でも、また伊賀市のなんかどの課になるかも分からないもので、この場で漠然とした言い方ですけども、お願いとして聞いていただきたいと思います。以上です。

委員長:はい、では、お願いします。

事務局:学校教育課です。給食の事であの少しご質問いただきましたのでお答えをさせていただきたいという風に思います。あの給食の指導に関わってですね、食べ残しはたぶん20年前とかでしたらですね、食べ終わるまで休み時間も食べ続けなさいとか、なかには掃除の時間になっても後ろの方で食べられないって困っている子がいるみたいな、そういう光景を思い浮かべるかもしれないんですが、や

っばそういった指導は今してはなくてですね、お子さんにあつた量をですね、食べたという風な事でもってですね、私も教員籍なんですけども、やっぱり食べ物の大切さとか命をいただいて命をつないでいるっていうような感覚は小さいうちから持っていたきたいなという風に思っていて、生産者の方とか作っていただく方、お家の方にも感謝しながら物をいただくというような事も基本的なそういった事は、小さいうちから身に着けていただきたいと、ただやっぱりどうしても苦手だという子もいますし、アレルギーの子もいるので、例えばアレルギーの子でしたら、全部ですね、給食で出てくる物が食べられないというお子さんが実は何人かいらっしゃる、その方については今回の給食無償化の中でも、給食が良いという風な事で、その分お弁当を作っていたらいいので、市の方から申請をいただいて無償化の代わりにその分のお金をですね、ご家庭の方へお渡ししているという風な状況があって、一部アレルギーの方っていうのは申し訳ないんですが、食べられる分だけ無償にしますよと。それから、好き嫌いの子については、やっぱり食育を進めていくというのがとても大事ななと思っていて、実はその食育をどれだけ進めているかという指標の中に、どれだけ残しているかっていうのも実は調査をしていますね、あの食育が進んでいる学校は残食が少ないんです。なので、きちっと食育が進んでいくと食べ物を大切にするというか、残さないという感覚、だったら食べてみようとかですね、もしお手元にスマートフォンがあったら伊賀市教育委員会ってググってもらえたらなと思うんですけども、そこへ学校教育ネットワークっていうホームページがありまして、最近先月ちょっと変えましたのでぜひ見やすくなってるんですけども、このですね、左上を選ぶとですね、学校給食っていう風なページが出てくるんですね、学校給食の中に食材、教材っていうのが出てきてですね、給食センターの学校と自校で作っている学校とあるんですが、給食センターの学校では、すべて配られている教材で、ポチっと一番新しいものを見るとですね、トウモロコシの話、トウモロコシって実はこんな風に実が出来てるんですよとか、おもしろい、興味を引くような話が載っていて、それを給食センターでは、こんな調理をしていてこんな栄養があるんですよ、これが栄養教諭が作ったのが学校へ配られてですね、給食当日にこんなお話をしながら食べてもらって、興味持ちながらですね、体の栄養の事考えたり、ちょっとトウモロコシ苦手だなという子もちょっと食べてみようかなとかっていう事をしている、こんな事をしてみたいとかですね、あと今一部の学校で進めているのは、給食は同じ給食費を払っている、今無償ですけども、均等に分けられるべきなんですけども、実は身長や体重によって適切なご飯の量っていうのがあって、ご飯の量をこの子はAのご飯の量、Bのご飯の量、Cのご飯の量っていうのを、体の大きさに併せてご飯を調節する事で、おかずが食べられるようにするっていう取り組みを一部で進めていて、これも効果があるという風に思っているんですけども、そんな事をしながらですね、残さないように栄養のバランスよく食べていただくという取り組みを進めています。以上です。

委員長：はい、ありがとうございます。そうですね、この議題の所は一旦これでおしまいにしようと思います。

事務局：先程※※さんのご意見、あと2つご質問いただいてたかなあとと思います。給食の話とそれから経済的支援がこどもたちを育てる中では必要だっていう中では、育休がとりにくい、男性のお父さんが取りにくい、そこをどうしていくのかっていう事が1つと、もう一つ※※さんのように地域で子育てを

サポート出来る方がいらっしゃる、その学びをどうしていくのっていうその2つだったかと思っています。

1つの経済的支援の中の育休制度の取得の啓発についてですけど、今私たちもそのこどもと子育て家庭、こども子育て支援っていう風な所については、こどもだけではなくてその家庭のサポートっていう風な所をいろんな角度から行政もサポートさせていただく必要があるのかなあとと思っています。今おっしゃっていただいたように働き方っていう風な中での支援もさせていただくについては、今まで健康福祉部の中でこども子育てをずっと施策させていただいてました。教育委員会もさせていただいてましたけれども、そういった商工労働の関係であったりとか、その子育て家庭をどうサポートしていくのか、中小企業さんの方にどう啓発していくのか、育休を取れるようにしてくださいねっていう風な啓発も必要になっていう風な所は私たち行政の中でも承知していますので、そういった取り組みもしたいなという風に考えています。

それからもう一つ人材育成の部分ですけども、今、生涯学習の方で各地区市民センターに生涯学習支援員さんがいて、こどもから生涯のある方、お年寄りの方、それから環境の事、色々学んでいただく体制を生涯学習支援員が地区市民センターで、していただいていると思いますけれども、その中で子育て出来る人材育成っていう風な所もあるのかなと思っていますので、そういった教育委員会との連携もしたいなというところと、社協さんの方でも市民福祉大学講座的な所で子育てのサポーターさんの講座をしていただいているっていうのはあるのかなという風に思っておりますので、行政だけではなくていろんな所でそういう学びの場っていうのを作っていただければなあと、共有していただければなあと思っておりますので、少しお時間をいただければと思っております。よろしくお願ひ致します。

事務局：貴重なご意見ありがとうございました。それでは、いただきましたご意見につきましては、事業実施担当課と情報共有致しまして、本計画の各事業に反映していきたいと考えております。以上です。

委員長：はい、ありがとうございました。では続けて、事項4番のその他っていう所ですけども、既にその他の方に入っているのかなあという風に思うんですけども、本日まだお声いただけてないような委員さんの中で、何かこの場でお話しておきたい事などございましたらお願ひ出来ればと思います。

委員：あの私自身の個人的な考えなんですけど、子育てはもう地域全体ですべきじゃないのかなあと考えて、先程※※さんのおっしゃった会社とかも市と連携して何かとか、子育ての地域食堂に関してもそうですけど、市とどこかが連携してだとか、その実際単位とかでも連携して何かをする、学校と市って一緒やけど連携してそこから小さい所に連携するっていう流れっていうのかな、それをもうちょっとしっかりしたら、その地域全体で出来るんじゃないかなとちょっと思ったり、学校から配布される食育の事とかって見て終わりじゃなくてね、だいたいそれで終わってしまうんですけど、そうじゃなくてなんかパッと出て来ませんが、それにまごはやさしいとか、食事の作り方とか、こういうメニューがありますよとかっていうのも載せたやつを配るとか、なんかもうちょっと流れをしっかりと作っていったら、それこそ地域全体で子育てっていうのが出来るんじゃないかなとは思ってます。うちの中でも、それをまがきながらちょっと手掛けたいと思っているところです。

委員長:はい、ありがとうございます。※※委員さんお願いします。

委員:先程少し社会福祉協議会の事、おっしゃっていただきまして日頃から地域の皆さんと他所の方とも連携とらせていただきながら企業というか会社として出来る事業なんかの中でですね、人材育成ですとか、取り組みの方を進めさせていただいているところです。

実は一つだけ父親の育児の面で、うちの会社の方でも第1号だったんですけど男性の職員が産後パパ休暇を取得していただきました。申請いただいてね、会社としても本当に人材不足の中で確かに痛いですが、皆さん会社としても理解して応援をしたい、すべきじゃないかという風な所と、働いている職員の皆さんもやっぱり古い職員さんも見えるので男の人がねって取るのとか、こんな忙しい時になあっていう風な声も全くなかったかって言ったら、そうじゃないんですけど、みんなで理解をして応援していくっていう風な事を一企業、中小企業、大企業じゃないんですけど、会社の中でも理解して応援していくっていうのが必要なあつて思います。地域に帰れば職員、自分たちも一市民ですし、地域の中の一人として見守るとか、応援出来る、自分が出来る事は意識してしていくって、みんなそれぞれそういう気持ちになれば温かい地域になるのかなあと思いつつ、なかなか現実には厳しい状況っていうのも理解しながらですけど、一つそんなエピソードがありましたので、お伝えさせていただきました。以上です。

委員長:はい、ありがとうございました。その他いかがでしょうか。この際、ご発言ございましたらお願いします。

委員:ちょっとよく似たお話の内容なのか分かりませんがね、男性の方が育休を取るとか、そういう事にはやはり経済的な部分とか、もちろん会社の考え方もありますし、特にこの調査の方は30人以上、どちらかという大企業、いろんな事が整っている企業を対象にいろんな調査がされて読んでたら載ってました。でも伊賀市においては、特に中小零細企業がかなり占めている中で仕事をさせてもらってます。そういう事は、従業員に対する剣呑はもちろん、事業主さんの考えってのが非常に大きく、特に地域の商工会があつて、商工会議所があつて、中小零細企業さんに対するいろんな事をご相談乗ったりさせてもらっている部署がございますので、そこらへんのところを上手く巻き込んでいろんな事を進めていかれたらどうかな。現実、あっち見てもこっち見ても、どっちかっていったらそんなに大手企業ばかりの人でもございませんからね。

現実一つ例があるんですけども、私の知人の方で男性が元銀行マン、わけがあつて公務員に転職しました。その地域の市長さんは、男性の育休を進めていました。たまたまその方は、奥さんが育休に突入してしまつて、かなり迷つたらしいんですけども、育休を取らせてもらった、彼いわく僕は前の企業だったら、どんな世の中がかかり事、決まり事がなつても、現実には銀行マンでしたからね、正直取りにくかつただろうと。でもおかげさんで、役所に転職したために、子育てに自分が関与出来たし、そういう風な事を聞きました。これが現実ですので、現実です。そこらをやっぱり一步一步進めていくっていう事とかがとても大事だと思います。それからもう一個、今地域においては公民館的な所が色々住民自治協議会とか指定管理を取ったりして、地域で運営するとか、中身が変わつてきてる中で住民自

治協議会、昔は田舎で区長さんとかというような、いろんな事決めてたなか、自治協っていう形で地域によっては格差が出てきておりますけども、そこらの組織さんと地域の者が連携とって、生涯学習などいろんなチラシとか入ってますけど、ちょっと行政さんがちょっと挺入れ出来たら村人たちは爽やかにいけるとちゃうかなと感じてますので、そこらもちょっと知恵を出していただけたらなあと思います。以上です。

委員長：はい、ありがとうございました。委員の皆さんから率直なご意見が伺えて非常に良かったなという風に思います。その他に関して事務局からご連絡をお願い致します。

事務局：失礼致します。委員の皆様におかれましては、団体の改選に伴い今後子ども・子育て会議委員をご退任される場合はですね、お手数ですがこども未来課までご連絡をお願いしたいと思います。どうぞよろしくお願い致します。

委員長：はい、ありがとうございました。それでは、これを持ちまして令和5年度第1回伊賀市子ども・子育て会議を終了とさせていただきます。では、一旦マイクを事務局へお返しさせていただきます。

事務局：はい、皆様、たいへん長時間にわたりありがとうございました。別紙の参考資料で、こどもと社会の未来を創るワークショップのチラシをご覧ください。このワークショップは、多様な立場の市民がこどもと社会が笑顔になる仕掛けづくりを検討するなかで、他者と交流しながら多様な視点を獲得し、主体者として実践に繋げる動機づけの機会とする事、また、仲間づくりや新たな活動の機会とする事を目的に開催致しました。その際に、様々なご意見や具体策を提案いただきましたので、今後、施策として実現出来るように検討して参りたいと考えております。以上をもちまして、第1回子ども・子育て会議を終了とさせていただきます。長時間にわたりありがとうございました。

<閉会>